明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（四三）　五
○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（四四）　三

〔政　令〕
○農林水産省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（二〇三）　一六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇四）

〔省　令〕
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産三三）　一八

〔告　示〕
○平成十四年農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する告示（農林水産一一一九）　一八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
税理士登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一九
地方公共団体
行旅死亡人関係　一九
会社その他
会社決算公告　一九〇

本号で公布された法令のあらまし

◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四三号）（国土交通省）

一　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正関係

1　基本方針

㈠　国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（㈡及び㈢において「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

㈡　基本方針において定める事項に、賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な事項を追加することとした。（第四条第二項第六号関係）

㈢　基本方針は、住生活基本法に規定する全国計画及び介護保険法に規定する基本指針等との調和が保たれたものでなければならないこととした。（第四条第三項関係）

2　都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

㈠　都道府県賃貸住宅供給促進計画（㈡において「計画」という。）において記載する事項に、賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項を追加することとした。（第五条第二項第二号ニ及び第六条第二項第二号ニ関係）

㈡　計画は、社会福祉法に規定する都道府県地域福祉支援計画等と調和が保たれたものでなければならないこととした。（第五条第八項及び第六条第三項関係）

3　居住安定援助賃貸住宅事業

㈠　居住安定援助計画の認定

賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者を入居させ、訪問その他の方法によりその心身及び生活の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う事業（㈠及び㈡の(1)において「居住安定援助賃貸住宅事業」という。）を実施する者は、当該居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画（㈠及び㈡の(1)において「居住安定援助計画」という。）を作成し、次の(1)から(3)までに掲げる当該賃貸住宅の存する区域の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者に対し、当該居住安定援助計画が居住安定援助賃貸住宅事業を適切かつ確実に実施するために適当なものである旨の認定を申請することができることとした。（第四〇条第一項関係）

(1)　市の区域　当該市の長

(2)　社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を設ける町村の区域　当該町村の長

(3)　その他の区域　当該区域を管轄する都道府県知事

㈡　認定住宅に係る特例

(1)　㈠の認定を受けた居住安定援助計画に記載された居住安定援助賃貸住宅事業に係る賃貸住宅（以下「認定住宅」という。）について、地方住宅供給公社は委託によりその整備及び賃貸等の業務を行うことができるものとするほか、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）はその改良に必要な資金を貸し付けることができることとした。（第五二条関係）

(2)　㈠の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、被保護認定住宅入居者（被保護者であって、認定住宅に入居する住宅確保要配慮者（(2)において「認定住宅入居者」という。）である者又は認定住宅入居者となろうとする者をいう。(2)及び(3)において同じ。）の居住の安定の確保を図るために必要があると認めるときは、保護の実施機関が当該被保護認定住宅入居者に対して交付する生活保護法第三三条第四項に規定する保護金品等のうち、当該被保護認定住宅入居者が当該認定事業者に支払うべき費用（(3)において「家賃等」という。）の額に相当する金銭について、当該被保護認定住宅入居者に